

姫路市入札監視会議 議事概要（令和元年度第1回）

1 日時

令和元年8月20日（火） 午前10時から午前11時50分まで

2 場所

姫路市役所 本庁10階 第三会議室

3 出席者

（委員）秋本委員長 大内委員 大江委員 藤田委員

（姫路市）三河財政局長 西松財務部長 赤松契約課長 他契約課2名

4 概要

(1) 委員長及び委員長代理の選出

委員の互選により秋本委員を委員長に選出

委員長からの指名により大内委員を委員長代理に選出

(2) 入札制度の概要説明

入札制度の概要及び平成30年12月1日から令和元年6月30日までの間及び令和元年7月1日の制度改正について事務局から説明

<主な制度改正とその概要>

ア 「姫路市契約規則」（平成31年2月5日改正）

(ア) 契約金額300万円以下で、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときは、契約保証金の納付を免除することができるように改めた。

(イ) 請書にて契約を締結した案件について、契約内容の変更が生じた場合には「一部変更請書」を作成する取扱いに改めた。

(ウ) 瑕疵担保保証金の納付の廃止

(エ) 前金払の申請期限について、契約締結後15日以内の申請期限であったものを30日以内に延長した。

イ 「姫路市契約事務取扱要綱」（平成30年12月6日改正）

業者登録名簿に登録されていない者と随意契約する場合に認める随時登録の業務区分について、これまで物品及び役務提供に限定していたが、建設工事及び建設関連コンサルタントを加え、全ての業務区分とした。

- ウ 「競争入札の参加者の格付け基準等について」（平成31年4月1日改正）
「舗装工事」の業種について、格付けの区分、発注標準金額等を「上記以外の工事」に統合した。
- エ 「姫路市建設工事等入札参加者選定要綱」（平成31年4月1日改正）
指名競争入札の場合、経営事項審査の2・3年平均実績高が発注金額以上の実績高を要していたが、一般競争入札の取扱いに合わせ、「基準金額」以上の実績高があれば競争入札に参加する資格を有することとした。
「競争入札の参加者の格付け基準等について」の改正に伴い、関係条項を改正した。
- オ 「姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱」（平成31年4月1日改正）
共同企業体の代表者が有する請負代金の請求に関する権限について、当該請負代金には前払金及び部分払金を含むこととしているが、これに中間前払金を含む旨を明示した。
- カ 「姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱」（平成31年4月1日改正）
「姫路市契約規則」の改正に伴い、関係条項を改正した。
- キ 「姫路市工事成績条件付一般競争入札施行要綱」（令和元年7月1日改正）
入札参加資格における評価対象工事の対象範囲をより明確化する。

【主な質問・意見】

- 委員： 契約規則改正に瑕疵担保保証金の納付の廃止とあるが、瑕疵とはどういったことなのか。
- 事務局： 工事完了後に引き渡しを受けた後に、何らかの不具合や欠陥が出たときに、その瑕疵を直してもらうことが契約上ある。その場合のために大規模な案件については、今までは一定額の保証金を義務付けしていた。請負金額の2%を履行保証保険の瑕疵担保特約か現金により完了引き渡し時に預かっていたものを廃止した。
- 委員： 預かった保証金には期間があるのか。
- 事務局： 瑕疵担保期間がある。この期間を過ぎればお返しする。
- 委員： 他都市でも廃止しているのか。
- 事務局： 他都市の状況も調べたところ、多くは義務付けしていない状況であったため取扱いを変更した。

(3) 建設工事発注状況等の説明

平成30年12月1日から令和元年6月30日までの間の入札及び契約手続

の運用状況について事務局から報告

【主な質問・意見】

特になし

(4) 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定されていた大内委員から抽出結果を報告

<抽出の概要>

- ・ 入札方式別に審議対象工事は無作為に抽出
- ・ 制限付一般競争入札（総合評価）について、全4件中1件を抽出
- ・ 制限付一般競争入札（価格競争）について、全94件中2件を抽出
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から1件、建築・その他工事から1件）
- ・ 指名競争入札について、全131件中4件を抽出
（内訳：土木・鋼構造・ほ装工事から3件、建築・その他工事から1件）

(5) 抽出工事の説明及び審議

ア 制限付一般競争入札（総合評価）

溝口保育所及び中寺幼稚園統合新築（建築）工事

【主な質問・意見】

委員： 入札結果表の「評価値」が空欄の業者があるのはなぜか。

事務局： 予定価格を超えた入札となっており、入札価格が予定価格の範囲内でないと評価値を算出できない。

委員： 予定価格超過とはどういったことなのか。

事務局： 本工事の予定価格303,926,000円を入札額が超えているため対象外となり、評価値の計算は行わない取扱い。

委員： 低入札価格調査とは具体的にどういったことなのか。

事務局： 工事に係る金額を人件費、仮設費用等の項目毎に市の積算額と業者の内訳を比較し、その金額で施工できるかどうかを確認する。通常、書類での審査となるが必要に応じて事情聴取により業者の説明を受け、妥当であると判断できれば、姫路市低入札価格審査委員会で審査を行ったうえで決定する。

低入札価格制度は予定価格5億円以上と総合評価落札方式が対象だが、総合評価落札方式の場合は価格以外も落札の要素となる

ため、最低制限価格を適用しないよう会計検査からの指摘がある。調査基準価格が通常の価格競争であれば最低制限価格に該当し、それを下回ると自動的に失格となる。低入札価格制度の場合は調査基準価格を下回った入札であれば、調査を行い施工可能かどうか確認したうえで落札決定をする制度。

委員： 調査最低制限基本価格にランダム係数をかけるのか。

事務局： そのとおり。調査最低制限基本価格にランダム係数をかけたものが一番下のラインとなる。

委員： 市内、準市内の説明があったが、香寺町については以前は神崎郡であったと思うが。

事務局： 市内は姫路市内に本社がある業者、準市内は本社は市外だが姫路市内に支店や営業所がある業者。香寺町については現在は姫路市内になるので本社が香寺町にある場合は市内業者となる。

イ 制限付一般競争入札（価格競争）

① J R 網干駅前地区（都）網干駅北線築造他（その2）及び網干区和久地内（その5）下水道工事

【主な質問・意見】

委員： 最低制限価格未満無効の業者2社を除いて、それ以外の業者は入札金額が僅差となっている。下水道工事は積算しやすいのか。

事務局： 建築工事や管工事等に関しては積算が難しく入札額に開きがあるが、土木工事や舗装工事は業者の積算技術が高いため、近い金額になる傾向である。

② 姫路市立城西幼稚園他6園空調設備設置工事

【主な質問・意見】

委員： 幼稚園6園とあるが、園をまとめて発注するのはなぜか。1園毎に建築様式や部屋の大きさ等により工法等が異なるのと思うが、その点は反映されているのか。

事務局： 設計で反映している。今回は市内の幼稚園全てに一斉に空調設備を設置することになり、1園毎の設置となると多数の工事数になることやコスト面から、ある程度まとめた形での発注となった。

委員： 落札価格が4,400万円で7園なので、1園あたり700万円程度となる。空調工事の700万円は規模的にどうなのか。

事務局： 本工事は天井に吊り下げる空調方式で、部屋が大きい場合など、2～3台程度必要となるが、幼稚園の規模により異なってくる。

また、市内業者を優先するため、市内業者の実力、能力にあわせた規模でまとめた発注となった。

委員： 取り抜け方式の対象工事が6件あるが、入札のタイミングはすべて同じなのか。

事務局： すべて同日の入札で1～6番の順に開札している。1番で決定した業者は2番以降の入札は無効となる取扱い。

委員： 6番目の入札は無効が増えてくると思うが、6件すべて無事に落札したのか。

事務局： 全ての案件について落札している。取り抜け方式を採用した経緯としては、業者によっては複数の案件を落札した場合、施工できない可能性もあることから1案件のみ落札できることとした。

ウ 指名競争入札

①曾左190号線外1路線舗装改良工事

【主な質問・意見】

委員： 入札結果を見るとランダム係数で決定しているような感じだが、ほ装工事は積算しやすいのか。

事務局： ほ装工事は積算しやすい。

委員： 落札率が86.75%だが、業者としてはもう少し高く見積もっているのでは。

事務局： 最低制限価格のラインが上がってきている。国の方針により建設業者の育成や担い手不足などに対応するため最低制限価格を上げている。1番低い価格でも予定価格の86～87%の割合で契約しているのが現状。国の基準に併せて近年上がってきている。

②津熊総合センター南広場整備工事

【主な質問・意見】

委員： 入札結果の9番目の業者が飛びぬけて金額が高いようだが。

事務局： 詳細な事情はわからない。

委員： ランダム係数がなければ、1番の業者が落札していたのか。土木工事、ほ装工事は分かりやすいのか。

事務局： ランダム係数がなければ1番が落札している。

土木工事やほ装工事については、単価や積算基準の多くの部分が公表されている。また、最低制限価格の算出方法も公表しているため比較的容易に積算できる。ここ何年かは現実的にはこのような結果になってきている。また、ランダム係数の幅を0.5としている。ランダム係数を導入する前は、「くじ」による決定が多

く、以前の情報漏洩事件を踏まえた制度改正を行った。

③岩屋準幹線（2工区）他舗装本復旧工事

【主な質問・意見】

委員： ほ装工事の落札率は87%ぐらいなのか。

事務局： 一概には言えない。発注金額により経費も変わってくる。最低制限価格の設定は経費なども影響するので、工事の規模により変わってくる。

④四郷中学校水泳プール塗装工事

【主な質問・意見】

委員： 塗装工事は最低制限価格より離れた額で落札されているが。

事務局： 土木工事やほ装工事は多くの部分の単価等を公開している。また、業者数が多い中で落札しようとする、細かい部分を積算している。それに比べ塗装工事はほ装工事などに対し業者数も少なく市内で70社程度、ほ装の業者は300社程度。積算の意識の違いや、原材料の見積額の開き等により、入札額に差が開く。

委員： 塗装工事は技術者の確保が難しいのか。人件費で差がついているのでは。

事務局： 塗装工事などの建築系の工事は民間工事の受注と公共工事の発注タイミングであったりと、色々な要素が反映される。技術者に関しては、土木工事も塗装工事も下請けを使う場合が多いので人件費での影響は不明。

(6) 入札参加資格制限の措置状況

平成30年12月1日から令和元年6月30日までの入札参加資格制限措置の状況について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

(7) 指名停止の措置状況

平成30年12月1日から令和元年6月30日までの間に指名停止措置の状況について、事務局から報告（延9者）

【主な質問・意見】

委員： 指名停止期間は内容によって変わってくるのか。

事務局： 姫路市と契約がある、あるいは他県であったものなのか。また、談合、契約違反などの内容により期間を設定している。

委員： 指名停止の原因となる事実はどう確認しているのか。

事務局： 新聞等で確認している。県外での事故など通常分からない場合、業者によっては他都市で指名停止を受けた事を伝えてくる場合もある。

委員： 入札を終えて落札してから指名停止処分が後から分かったことはあるのか。

事務局： 指名停止措置とは、指名競争入札において、市の取扱いとして一定期間入札に指名しないというもの。現在は一般競争入札が多くなってきているが、指名停止措置を受けていれば一般競争入札の参加資格がないものとし、市の入札には参加できない。落札から契約までに指名停止に該当すると契約しない旨を入札公告により示している。契約後に指名停止になった場合、その契約自体は有効なものとなるが、以降の入札には参加できない。

委員： 指名停止の期間の決め方は。

事務局： 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づくものである。この要綱により事件や不正行為などの内容により停止となる月数を定めている。贈賄や独占禁止法違反行為や談合行為などについては、ペナルティを厳しくするという点から最長であれば1年～1年半と措置期間を長く設定している。

委員： 県内、県外で期間が違う理由はなぜか。

事務局： 直接的に市に関連する工事での不正行為があればより厳しい期間となるなど、段階的に設定している。

(8) 低入札価格調査

平成30年12月1日から令和元年6月30日までに行った低入札価格調査等について事務局から報告

【主な質問・意見】

委員： これまで低入札価格調査の対象となったもので、否決された案件はあるのか。

事務局： 最近はない。平成26年より以前に1件あったと思う。

以前は低入札価格制度は下限がなかったため、土木工事などは予定価格に対しかなり低い額の入札があった。どこで可否を判断するのかについて、運用上の難しさがあった。

現在は、調査基準価格の下に調査最低制限価格を設定し、それを下回れば失格としている。調査最低制限価格が上がってきてい

るため、工事の施工ができないおそれがあるといった状況は現実的には少ない。

以前にあった否決については、提出資料の不備や資料の合理的な説明ができないといった理由によるもの。

(9) 苦情処理要綱に基づく苦情処理

苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局から報告（案件なし）

【主な質問・意見】

特になし

5 その他

(1) 次回会議の審議対象工事の抽出委員について

大江委員に決定。

(2) 次回の定例会議の開催について

次回の定例会議は、令和2年2月を目途に開催することに決定。